

令和6年度介護予防・生活支援サービス事業の報酬改定説明会におけるQ&A

No	種別	質問	回答
1	訪問	予防訪問サービスと予防訪問サービス・生活援助の解釈や使い分けについて。 また、使用サービスコードを変更する場合、ケアプランへ位置づけることやサービス担当者会議開催の必要があるかなど、ケアマネの立場での注意事項について。	ケアプランの内容が老計10号に記載のある身体介護の場合、「標準的な内容の訪問サービス」になります。また、老計10号に記載のある見守り的援助の場合も同様に、「標準的な内容の訪問サービス」になります。 また、サービスを変更する場合サービス担当者会議を行う必要があります。利用者に対してどういったサービスを提供するかをプランに含めてください。
2	訪問	厚生労働省の「介護予防・日常生活支援総合事業に係る第一号事業支給費の額を市町村が別に定める場合の取扱いについて（周知）」令和6年3月15日では、適切な設定について自治体に求めている。 北区の考え方について問う。	北区独自訪問型サービスにおける単位につきましては、他自治体における実施状況等の情報収集、事業者団体の方々との意見交換などを踏まえ、庁内外の横断的な検討組織による検討を重ねたうえで区において決定いたしました。 今回の改定では国の報酬改定と合わせたものとしております。基本報酬が身体介護を行った場合と家事援助中心のサービスを行った場合で分かれ、それぞれの単位が、「標準的な内容の予防訪問サービス」の基本報酬287単位と、「生活援助中心の予防訪問サービス」220単位と示されているため、区でもそれぞれ同様としております。 また、60分以内で下限を設けないことで、汎用性を高くしています。
3	訪問	「家事援助が中心の訪問サービス」は、所要時間45分で良いか。	「生活援助中心の予防訪問サービス」（60分以内/回）の提供時間の下限設定はありません。適切なマネジメントにより自立支援に必要な時間のサービスを提供してください。
4	訪問	2人必要支援者や要介護者がいる世帯にヘルパーを2人分の生活援助で入れる時、1人の必要支援者（要介護者）のプランで、プランやサービス担当者会議の要点などに記載すればどちらにもサービス実施することができるか。2人ともケアマネをつける必要性について。	1人の必要支援者（要介護者）のプランに兼ねることはできません。お互いのプランを作成し、サービス内容を記載してください。生活援助については、必要支援者（要介護者）間で適宜所要時間を振り分けることができます。
5	通所	予防通所サービスの口腔機能向上加算等について。 1. 基本チェックリストのすべて該当はなく本人がプログラム参加を希望する場合や算定期間など算定に関する条件や注意事項。 2. 新規追加する場合、ケアプランの文面に位置づけることやサービス担当者会議開催の必要性について。	1. 口腔機能向上連携加算は、口腔機能が低下している利用者またはそのおそれのある利用者に対して、口腔機能の向上を目的として行います。算定要件は、介護保険の通所介護同様となります。 2. 新たに加算を追加する場合、介護予防サービス・支援計画表のサービス種別の欄に記載をお願いします。サービス担当者会議については軽微の変更にあたるのであれば、行う必要はありません。利用者に合わせて判断してください。
6	通所	口腔機能向上加算を算定する場合、サービス担当者会議をサービス提供前に行う必要性について。	本来であればサービス提供前にサービス担当者会議をやっていたことが望ましいですが、当月中であれば問題ありません。
7	通所	北区の単位数について、他区と比べどう考えているか。	北区独自通所型サービスにおける単位については、他自治体における実施状況等の情報収集、事業者団体の方々との意見交換の実施などを踏まえ、庁内外の横断的な検討組織による検討を重ねたうえで区において決定いたしました。 区としては、サービスの使用回数と個人負担、保険給付との関係では、現在の算定方法の方が適正なものになると考えています。
8	通所	運動器機能向上加算が基本単位数に内包されましたが、運動器機能向上加算の算定要件は今後も満たす必要があるか。	運動器機能向上加算は基本報酬に内包されたため、これまでと同様、必要に応じたサービスの提供をお願いします。今まで加算を取得するために作成していた運動器機能向上計画書などについては必要ありません。
9	通所	運動器機能向上加算の書類作成の必要性について。	これまで加算を算定する際に作成していただいていた運動器機能向上計画書などは作成する必要ありません。
10	通所	すでに役職を兼務している管理者が、近所の他事業所の管理者の職務に従事することは可能か。	管理上支障のない場合は、他の職務に従事、または他の事業所、施設等の職務に従事することができます。
11	通所	通所サービスに必須の運転業務の安全講習に対して、処遇改善加算金を充てることは可能か。	処遇改善加算は、介護職員の賃金改善が目的のため、運転業務の安全講習に対しては充てることはできません。 賃金改善については、直接介護に従事していない職員についても、新加算等の算定対象となるサービス事業所等における業務を行っていると判断できる場合には、賃金改善の対象に含めることができます。その他詳しいものにつきましては、介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について及び、介護保険最新情報「介護職員等処遇改善加算に関するQ&A」をご確認ください。
12	通所	認定結果が軽くなった場合の基準日について。	基準日については、介護保険法によって定まっています。 要介護および必要支援の区分変更となった場合、申請日が基準日となります。介護保険法第27条第8項、第32条第7項を参照ください。そのため、区分変更等を申請する際はご注意ください。